

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 再処理施設に係る定期事業者検査の開始時報告についての面談

2. 日時：令和2年10月30日 14時10分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、森田主任原子力専門検査官、

舘内主任原子力専門検査官、清水検査技術専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所再処理廃止措置技術開発センター

技術部品質保証課 課長 他3名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）から、再処理施設の定期事業者検査報告書（開始時）について、資料に基づき説明があった。

- ・定期事業者検査においては、再処理施設に係る廃止措置計画に記載された「性能維持施設」について、「性能維持施設の維持管理」に記載した性能が維持されることを確認する検査を実施する。
- ・報告書に添付する資料「再処理施設 施設管理実施計画」「設備保全整理表」などは、例示として記載した。
- ・「再処理施設 施設管理実施計画」「設備保全整理表」などは、定期事業者検査を開始する1週間程度前までには制定する。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・設備保全整理表について、中長期保守の分解等欄は、頻度の記載をしているが今回の定期事業者検査での実施有無が不明であるので、頻度だけでなく実施予定時期も明確に記載すること。
- ・資料の4. に「一定の期間」は、「設備保全整理表」のとおりと記載されているが、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第7条の10第2項に規定する「一定の期間」は、その期間が満了するまで技術基準に適合している状態を維持する最低限の期間であり、「設備保全整理表」に記載された検査の頻度とは意味が異なる。しかしながら、再処理施設は、発電用原子炉施設と運転形態が異なるので、その点を踏まえ、「一定の期間」と検査頻度の考え方の整理、記載方法の検討を行うこと。

○JAEAから、承知した旨回答があった。

6. その他

資料：定期業者検査報告書（定期事業者検査開始時）

以上